

第7期嬉野市農業委員会
第20回定例総会議事録

令和8年 3月3日

嬉野市農業委員会

第7期嬉野市農業委員会 第20回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号	1	農地等形状変更届出について		
		谷所茂手 外3筆 田を畑に転換	R8.3.3	報告
報告第2号	1	農地法第5条の規定に基づく許可の取消しについて		
		谷所一本松 一般住宅	R8.3.3	報告
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	吉田岩ノ下	R8.3.3	承認
	2	下宿四本栗	R8.3.3	承認
	3	下宿二本松	R8.3.3	承認
	4	下宿二本松	R8.3.3	承認
	5	吉田太田	R8.3.3	承認
	6	下宿五本栗	R8.3.3	承認
	7	谷所三本椿	R8.3.3	承認
	8	五町田上長屋 外2筆	R8.3.3	承認
	9	大草野外畦	R8.3.3	承認
	10	五町田熊野	R8.3.3	承認
議案第2号		農用地利用集積等促進計画案について		
		賃借権設定(中間管理機構)		
	1~29	五町田前牟田 外48筆 貸借権・使用貸借権	R8.3.3	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		

	1	谷所四本松 売買	R8.3.3	許 可
	2	岩屋川内原ノ前 外2筆 売買	R8.3.3	許 可
	3	下宿五本栗 売買	R8.3.3	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	五町田辺田 駐車場	R8.3.3	承 認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間白久保 一般住宅	R8.3.3	承 認
	2	下宿 外2筆 宅地分譲	R8.3.3	承 認
議案第6号		非農地証明願について		
	1	久間天神籠 外2筆 原野	R8.3.3	決 定
	2	下宿二本松 山林原野	R8.3.3	決 定

第7期嬉野市農業委員会 第20回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 8年 3月 3日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 3月3日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 3月3日 午後2時39分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の 公開
可否・理由 農業委員会等に関する法律第32条

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	田中 嘉靖	○	
1	嬉野 奉文	○		8	永尾 智子	○	
2	吉田 正幸	○		9	中村 法嗣	○	憲章朗読
3	織田 伊津子	○	議事録署名	10	峰松 善継	○	
4	前田 安一	○		11	辻 知子	×	
5	志田 義信	○		12	峰 正巳	○	事前審査班長
6	梶原 文雄	○	議事録署名				

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
大曲	○	局長	永田	○	主査
西田	○	主任	中山	×	

農業委員会以外の出席者：農業政策課 主任 東

6 報 告

報告第1号	農地等形状変更届出について	1 件
報告第2号	農地法第5条の規定に基づく許可の取消しについて	1 件

7 議 案

議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	10 件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画案について	別添
議案第3号	農地法第3条の規定による申請の許可について	3 件
議案第4号	農地法第4条の規定による申請の許可について	1 件
議案第5号	農地法第5条の規定による申請の承認について	2 件
議案第6号	非農地証明願について	2 件

8 その他

^{たいしゃくけん}貸借権設定について、申請番号 1 番から 29 番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。^{たいしゃくけん}貸借権設定について、申請番号 1 番から 29 番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 1 ページから 8 ページをご覧ください。

^{たいしゃくけん}貸借権設定について、申請番号 1 番から 29 番までについてです。

貸し手人は 塩田町大字五町田〇〇番地 の 〇〇 〇〇 様、外 26 名様
借り手人は 佐賀市本庄町本庄〇〇番地〇〇 の 〇〇 〇〇 様、外 19 名様
です。

所在地は、大字 五町田前牟田 甲〇〇番地〇 外 48 筆、
地目は田・畑で、面積は田が 70,925 m²、畑が 1,641 m²、
田畑の合計で 72,566 m²です。

利用権は、^{ちんたいしゃくけん}賃貸借権・^{たいしゃくけん}使用貸借権で、期間は令和 8 年 5 月 1 日から令和 18 年 4 月 30 日までです。

県の公告は令和 8 年 4 月 30 日の予定です。

公益社団法人 佐賀県農業公社 ^{てんたいにん}が転貸人があります。

計画内容については、法で定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、^{たいしゃくけん}貸借権設定について、申請番号 1 番から 29 番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) 嬉野委員～ 基盤法での契約だが、借手が期間途中で解除したら貸手は困るので、農業委員を頼られて次の耕作者を探して下さいと言われても我々も限界があるため、他の方法がないのでしょうか。

農業政策課

(回答等) 基盤法第 21 条で定めがあるようにまずは農業委員の協力をお願いしたいところです。

委員

(質問等) 嬉野委員～ それは分かりますが、何か他の方法はないのでしょうか。

農業政策課

(回答等) 現在、市においてハウス団地を整備して若手農家の育成を図っておりますので、その方々にもそのような農地の紹介は可能です。また、認定農業者や農地を探されている方にも共有をしていきたいと思ひます。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

譲渡人は 武雄市 の ○○ ○○ 様
譲受人は 下岩屋 1 区 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 岩屋川内 原ノ前 ○○番 外 2 筆、
地目はすべて田で、面積は合計で 1,511 m²です。
譲渡理由は耕作不便のため、譲受理由は経営規模の拡大です。
売買価格は、反当たり 160,950 円、全体で 243,195 円です。
図面は 13 ページから 14 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 2 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 (質問等) な し

事務局 (回答等) な し

議長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号 2 番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による申請の許可について 整理番号 2 番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号 3 番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 下 宿 の ○○ ○○ 様
譲受人は 上岩屋 の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字 下宿 五本栗 甲○○番
地目は畑で、面積は 761 m²です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり 52,562 円、全体で 40,000 円です。

図面は 15 ページから 16 ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号 3 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員 (質問等) 嬉野委員～ 議案書 P10 の 3 番の譲渡人の住所が「嬉野市・嬉
野市」と二重記載されています。

事務局 (回答等) すみません、間違いですので議案書の訂正をお願いします。

事務局 (説明等) 近隣の方の同意は得られています。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

譲渡人は 東京都台東区 の ○○ ○○ 様、

譲受人は 東京都港区 の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字 下宿 乙 2358 番 8 外 2 筆、

地目はすべて畑で、面積は合計で 1,071 m²です。

農地区分は第3種農地、【第一種中高層住居専用地域】

用途目的は宅地分譲です。

事由は、申請地は土地区画整理事業区域内に位置しており、周辺には病院やスーパー等の生活利便施設が整備されていることから、住宅の建築に適した土地であるため宅地分譲用地として転用したい ということです。

東は道路、西は畑、南は畑・道路、北は畑・宅地です。

売買価格は、反当たり 26,143,791 円、全体で 28,000,000 円です。

図面は 23 ページから 24 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長 嬉野委員 地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 (説明等) 申請地は第七土地区画整理事業区域内に位置しており、周辺にはドラッグストア等の生活利便施設が整備されています。用途地域内でもあり宅地分譲としては問題ないと思いますので審議をお願いします。

議長 峰班長、審査結果の報告をお願いします。

班長 (事前審査の結果報告等) 見ての通り茶ノ木も荒れており区画整理地内なので宅地としては問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 (質問等) 中村委員～ 隣の畑は何か作ってあるのですか。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

(質問等) 前田委員～ 現状は上の田と、下の田も一緒ですか。

事務局

(説明等) 同じ状況になります。

委員

(説明等) 大川内推進員～ 補足ですが、耕作放棄地の状況を解消すべく、以前から耕作者を探してはいましたが、耕作条件が悪いので耕作者を見つけるのは困難でした。地権者に草払い等の維持管理をお願いしても、自身では困難なため、シルバー人材センターに依頼をするも高額な経費のため、草刈も出来ない状況です。

委員

(質問等) 嬉野委員～ これを非農地としてよいのか、定義の説明を。

事務局

(説明等) 非農地判断の定義をまとめた資料に基づく説明。

委員

(質問等) 嬉野委員～ 定義を分かり易く説明して頂きありがとうございます。仮に非農地判断とした場合は、登記はどうなるのか。

事務局

(説明等) 転用後の状況で判断されると思います。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 北九州市 の ○○ ○○ 様
所在地は、大字 下宿 二本松 丁○○番○○
地目は畑で、面積は1,544 m²です。
状況は、山林原野 です。

事由は、申請地は20年以上前から耕作がされておらず、山林原野化している状況であり、農地パトロールでも再生困難な農地と判断されている土地である。登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたいということです。

東南は山林、西北は山林・原野 です。

次回、第 21 回の総会は、令和 8 年 4 月 2 日 木曜日、午後 1 時 3 0 分から、
◎嬉野市中央公民館 視聴覚室 で開催します。
事前審査は、3 月 31 日 火曜日 午前 8 時半から実施です。
担当は 1 班 (1G r) です。

嬉野市農業委員会総会会議規則第 2 4 条第 3 項の規定により、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 3 日

嬉野市農業委員会第 2 0 回定例総会議長

署名委員 (織田委員)

署名委員 (梶原委員)
